

「地域密着型指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(匝瑳市指定 第1298700046号)

当施設はご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

社会福祉法人 九十九里ホーム

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 九十九里ホーム
(2) 法人所在地 千葉県匝瑳市飯倉 21 番地
(3) 電話番号 0479-73-2115
(4) 代表者氏名 理事長 井上峰夫
(5) 創立年月日 昭和 27 年 5 月 25 日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成 23 年 11 月 1 日指定
千葉県 第 1298700046 号
(2) 施設の名称 特別養護老人ホーム 瑞穂園
(3) 施設の所在地 千葉県匝瑳市八日市場 281 番地 3
(4) 電話番号 0479-73-4333
(5) 施設長（管理者）氏名 田向 寿子
(6) 運営の方針 創立の精神である「神を信じ、人を愛する」ことを理念として運営していきます。
(7) 設立年月日 平成 23 年 11 月 1 日
(8) 入所定員 29 人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として 4 人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

従来型居室	4 人 部 屋	24 室 (1 室 46.08㎡)	静 養 室	1 室 1 名
	従 来 型 個 室	5 室 (1 室 15.20㎡)	医 務 室	1 室
浴 室	個浴槽・座位浴槽 特殊浴槽があります。		食 堂	1 室
			機 能 訓 練 室	1 室
			談 話 室	1 室
			面 会 室	1 室

上記は厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者あるいはご利用者から居室の変更の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご利用者・ご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆ 居室に関する特記事項：居室は施錠ができませんので、貴重品は置かないようお願いいたします。居室内でトイレを使用する場合は、ポータブルトイレを使用していただきます。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

		常 勤	非常勤	計
管	理 者	1 名		1 名
医	師		1 名	1 名
生	活 相 談 員	1 名		1 名
介	護 支 援 専 門 員	1 名		1 名
管	理 栄 養 士	1 名		1 名
栄	養 士			
調	理 員	2 名	3 名	5 名
機	能 訓 練 指 導 員	1 名		1 名
事	務 職 員	1 名		1 名
介	助 員		2 名	2 名
看 護 ・ 介 護	看護職員	1 名		1 名
	介護職員	8 名	3 名	1 1 名

《主な職員の勤務体制》

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師	毎週 火曜日 13:30～17:00
2. 介 護 職 員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7:00～ 8:30 2～3名 日中： 8:00～18:30 3～4名 夜間： 17:00～10:00 2名
3. 看 護 職 員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 8:30～17:30 1名
4. 機能訓練指導員	毎週 火曜日 16:30～

☆ 土曜日・日曜日は、上記と異なります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| (1) 利用料金が、介護保険から給付される場合
(2) 利用料金が、全額をご利用者にご負担いただく場合 |
|--|

があります。

(1) 当施設が提供する介護サービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割（※8割）が介護保険から給付されます。

《サービスの概要》

①居室の提供

②食事

- ・ 当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事を摂っていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：7：30～8：30 昼食：11：30～12：30 夕食：17：30～18：30

③入浴

- ・ 入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・ 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤栄養マネジメント

- ・ 管理栄養士が継続的に入所者一人ごとの栄養管理を行います。

⑥日常生活継続支援（1日当たり36円）

- ・ 要介護度の高い高齢者に対して介護福祉士の有資格者が質の高いケアを実施します。

⑦看護体制（Ⅰ）（1日当たり12円）

- ・ 常勤の看護師を配置し、健康管理を行います。

⑧健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑨その他自立支援

- ・ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

＜サービス利用料金（1日当たり）＞（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払ください。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

従来型個室における特別な室料については、日額1,650円がかかります。

＜多床室及び従来型個室＞

1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金（多床室）		要介護度 1 6,000 円	要介護度 2 6,710 円	要介護度 3 7,450 円	要介護度 4 8,170 円	要介護度 5 8,870 円
"（従来型個室）		6,000 円	6,710 円	7,450 円	8,170 円	8,870 円
2. うち、介護保険から給付される金額（多床室）		5,400 円	6,039 円	6,705 円	7,353 円	7,983 円
"（従来型個室）		5,400 円	6,039 円	6,705 円	7,353 円	7,983 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）（多床室）		600 円	671 円	745 円	817 円	887 円
"（従来型個室）		600 円	671 円	745 円	817 円	887 円
4. 居室に係る自己負担額	多 床 室	915 円				
	従来型個室	1,231 円				
	特別な室料	1,650 円				
5. 食事に係る自己負担額		1,500 円				
6. 自己負担額合計（多床室）		2,997 円	3,066 円	3,077 円	3,207 円	3,275 円
"（従来型個室）		4,981 円	5,052 円	5,126 円	5,198 円	5,268 円

☆ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったん

お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご利用者の負担額を変更します。
- ☆ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。
- ☆ ご利用者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく 1 日あたりの利用料金は、下記のとおりです。（契約書第 17 条、第 19 条参照）

1. サービス利用料金	2,460 円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,214 円
3. 自己負担額（1－2）	246 円

※当施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用・居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

《単位： 万円》（月額概数）

対 象 者		区 分	居住費（居住の種類により異なります）		食費
			多床室 （相部屋）	従来型個室	
生 活 保 護 受 給 者		利 用 者 負 担 段 階 1	0	1.0	0.9
市 町 村 民 税 非 課 税	老齢福祉年金受給者	利 用 者 負 担 段 階 1	0	1.0	0.9
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	利 用 者 負 担 段 階 2	1.1	1.3	1.2
世帯全員		利 用 者 負 担 段 階 3	1.1	2.5	2.0
上 記 以 外 の 方		利 用 者 負 担 段 階 4	施設との契約により設定されます。なお、所得の低い方に補足的な給付を行う場合に基準となる平均的な費用額は次のとおりです。		
			2.6	3.6	4.2

- ☆ 実際の負担額は、日額で設定されます。

(2) (1) 以外のサービス（契約書第 4 条、第 5 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①特別な食事

ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金： 要した費用の実費

②理容・美容

「理髪サービス」

毎月 1 回あるいは 2 回、理容師の出張による理髪サービス（調髪。顔剃り）をご利用いただけます。（利用料金：実費 1 回 ￥2,500）

③貴重品の管理

ご利用者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は別に定める規程によるとおりです。

利用料金： 1 ヶ月当たり 2,000 円

④レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金： 材料代等の実費をいただく場合があります。

⑤複写物の交付

ご利用者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者にご負担いただくことが適当であるものに係る費用をご負担いただきます。

⑦契約書第 20 条に定める所定の料金

ご利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金は、介護報酬と同額とします。

（3）利用料金のお支払方法（契約書第 6 条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し、ご請求します。（1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

（4）入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。）

①協力医療機関

医 療 機 関 の 名 称	九十九里ホーム病院
所 在 地	匝瑳市飯倉 21 番地
診 療 科	内科・整形外科・形成外科・呼吸器科・泌尿器科・理学療法科

②協力歯科医療機関

医 療 機 関 の 名 称	宇井歯科医院
所 在 地	匝瑳市八日市場ハ 6 8 6

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に決めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用できますが、仮にこのような事項に該当するにいたった場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただく事になります。（契約書第 14 条参照）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援、要介護 1、2 と判定された場合②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合③施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑤ご利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）⑥事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください。） |
|--|

（１）ご利用者から退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 15 条、第 16 条参照）

契約の有効期間であっても、ご利用者から退所を申し出ることができます。

その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、双方の話し合いのもとに契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合②ご利用者が入院された場合③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい事情が認められる場合⑥他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|---|

（２）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 17 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合②ご利用者による、サービス利用料金の支払が 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも拘らずこれが支払われない場合③ご利用者が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合④ご利用者が連続して 1 ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合⑤ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合 |
|---|

利用者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第 19 条参照）

当施設に入院中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下のとおりです。

①検査入院等、短期入院の場合

1 ヶ月に月 6 日以内（連続して 7 泊、複数の月にまたがる場合は 12 泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。ただし、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。（1 日当たり 246 円）

②上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、1 ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。

1 ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

＜入院期間中の利用料金＞

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

（３）円滑な退所のための援助（契約書第 18 条参照）

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取り人（契約書第 21 条参照）

入所契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品（残置物）をご利用者自身が引き取れない場合は身元引受人の方に引き取りをお願い致します。（契約書第 21 条参照）

当施設は、身元引受人の方に連絡の上、残置物を引き取っていただきます。又、引渡しに係る費用については、ご利用者又は身元引受人の方にご負担いただきます。

8. 苦情の受付について（契約書第 23 条参照）

（１）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 （担当者） 越川 佳紀
（職名） 生活相談員

○受付時間 月曜日～土曜日 午前 8：30～午後 5：00

又、苦情受付ボックスを玄関ホールに設置しています。

（２）行政機関その他苦情受付機関

匝瑳市高齢者支援課	所在地 匝瑳市八日市場ハの 7 9 3 電話番号 0 4 7 9－7 3－0 0 3 3 受付時間 午前 8：30～午後 5：00
千葉県国民健康保険団体連合会	所在地 千葉市稲毛区天台 6－4－3 電話番号 0 4 3－2 5 4－7 1 7 4 受付時間 午前 9：00～午後 5：00
千葉県社会福祉協議会	所在地 千葉市中央区千葉港 4－5 電話番号 0 4 3－2 4 5－1 1 0 1 受付時間 午前 9：00～午後 5：00

令和 年 月 日

地域密着型サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

地域密着型指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 瑞穂園

説明者職氏名 職名 _____
氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、地域密着型サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人 _____ 印

(続柄)

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上 2 階
(2) 建物の延べ床面積 1,529.12㎡
(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

「通所介護」

平成24年1月 1日指定

「介護予防通所介護」

定員30名

・ 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

生活相談員……………ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活相談員を配置しています。

看護職員……………主に、ご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

1名の看護職員を配置しています。

介護職員……………ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の看護・介護職員を配置しています。

機能訓練指導員………ご利用者の機能訓練を担当します。

1名の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員………ご利用者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。

1名の介護支援専門員を配置しています。

医師……………ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の医師を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」に定めます。

「施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次のとおり行います。

(契約書第2条参照)

①当施設の介護支援専門員（ケアマネジャー）及び機能訓練指導員に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

②その担当者は施設サービス計画の原案について、ご利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。

③施設サービス計画は、6ヶ月～1年に1回、又は介護保険認定期間、もしくはご利用者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要がある場合には、ご利用者及びその家族等と協議して施設サービス計画を変更します。

④施設サービス計画が変更された場合には、ご利用者又は代理人に対してその内容を確認していただきます。

4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するに当たって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命・身体・財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者が受けている要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するに当たって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
（守秘義務）ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。又、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、予め文書にて、ご利用者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持込の制限

入所に当たり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

日常生活に最低限必要な物品および衣類等

(2) 面会時間

午前 10:00～午前 11:00

午後 14:00～午後 15:00 (土・日のみ)

※面会は予約制です。

※感染状況により急遽、面会を制限する場合があります。

※来訪された場合、面会者名簿に必ずご記帳ください。

(3) 外出・外泊

外出・外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。ただし、外泊については、1ヶ月につき、連続して7泊、複数の月をまたがる場合には連続して12泊以内とさせていただきます。なお、外泊期間中、1日に付き246円(介護保険から給付される費用の一部)をご負担いただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までに申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書5(1)に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意(契約書第10条参照)

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途にしたがって使用してください。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにも拘らず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内は原則的に禁煙です。

6. 損害賠償について(契約書第11条、第12条参照)

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。